

板橋区内の産業振興と活性化をめざして

板橋産連

ニュース

第1188号
2017・5・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131
FAX(3962)0133
協力：板橋区

NEWS

- ◆平成平成29年度定期総会開催のご案内
- ◆工業統計調査ご協力をお願い
- ◆雇用保険法関連改正について
- ◆現物給与の価額改定について
- ◆新規会員のご紹介
- ◆板橋産連の主な予定とお知らせ

平成29年度定期総会開催のご案内

平成29年度定期総会を下記により開催いたします。時節柄ご多用のこととは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

会員の皆様には、先月の会報に総会のご案内及びご出欠のハガキを同封させていただきました。定期総会となりますので、ご欠席の場合は委任状のご返送をお願い申し上げます。

既にご返送いただきました会員様はご返送は不要ですので、重ねてのお願いになりますことをご容赦ください。

記

- 日時 平成29年5月19日(金) 午後4時から
- 場所 板橋産連会館 3階会議室
板橋区仲宿54-10 TEL 03(3962)0131
- 議題 議事 第1号議案 平成28年度財務諸表承認の件(貸借対照表、正味財産増減計算書、注記、財産目録、監査報告書)
第2号議案 役員選任の件
- 報告事項 ①平成28年度事業報告
②平成29年度事業計画
③平成29年度収支予算
- その他
- 懇親会 午後5時(予定)から
- 会費 1名 7,000円 下記金融機関までお振込みください。
巢鴨信用金庫 板橋支店 普通 812441
一般社団法人 板橋産業連合会 会長 吉川 宏
(恐れ入りますが、お振り込み手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。)

平成29年工業統計調査にご協力をお願いします

～板橋区役所総務部総務課統計係～

工業統計調査は例年12月31日に実施しておりましたが、平成29年調査は平成29年6月1日に調査日を変更し、平成28年1月から12月の実績をご報告いただきます。

この調査は製造業を営むすべての事業所が対象となります。平成29年5月中旬～6月中旬に、東京都知事から任命された統計調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

※ 調査内容は統計以外の目的に利用されることはありません。

※ 統計調査員は東京都知事発行の調査員証を携帯しています。

《問合せ先》 板橋区役所総務部総務課統計係 TEL：3579-2057

雇用保険法関連改正について

○ 失業等給付の拡充（基本手当の拡充①） 平成29年4月1日施行

現行の内容

倒産・解雇等により離職した者の給付日数については、一般の離職者よりも長い日数として
いる。（一般の離職者：90～150日、倒産・解雇等により離職した者：90～330日）

改正の内容

所定給付日数終了までに離職した割合が低いことから、倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。

年齢	被保険者 期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	30歳未満		90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満		90日	<u>90日</u> → <u>120日</u>	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	<u>90日</u> → <u>150日</u>	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		90日	150日	180日	210日	240日

○ 失業等給付の拡充（基本手当の拡充②） 平成29年8月1日施行

現行の内容

- ・基本手当の日額は、賃金日額（注1）に50～80%（注2）の給付率を乗じて算出しているが、賃金日額については、一定の上限額及び下限額を設定している。

注1 離職前6ヵ月に支払われた賃金の総額を180で割った額

注2 60～65歳は45%～80%

- ・賃金日額は、法定の額を毎年の平均給与額の変化率に応じて自動変更した額を適用している。
- ・近年、最低賃金が引き上げられた結果、平成28年の下限額が最低賃金を下回る状況となっている

※平成28年の最低賃金の全国加重平均（823円）で就労した場合の賃金：2,351円（日額に換算）>下限額：2,290円

改正の内容

賃金日額について、直近の賃金分布等をもとに、上・下限額等の引上げを行う。

⇒基本手当日額は136円～395円増加。これにより基本的に全受給者の給付水準が向上。

※下限額については賃金分布下位5%の1/2、上限額については上位12.5%を基準とする。

	30歳未満	30歳以上45歳未満	45歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満
上限額（給付率50%又は45%）	13,370円 (12,740円)	14,850円 (14,150円)	16,340円 (15,550円)	15,590円 (14,860円)
屈折点（給付率が50%又は45%となる点）	12,090円 (11,610円)			10,880円 (10,460円)
屈折点（給付率が80%となる点）	4,920円 (4,580円)			
下限額 (給付率80%)	2,460円 (2,290円)			

※（）内は現在の適用額

- ・今後は最低賃金との逆転が生じないように、賃金日額の下限額が最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合には、当該最低賃金日額を下限額とする。

平成29年4月から現物給与の価額が改定されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改定され、平成29年4月1日より適用されることとなりました。

この現物給与の価額改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1ヵ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1ヵ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	時価 自社製品通勤定期券など
福島	<u>19,500</u>	<u>650</u>	160	<u>230</u>	<u>260</u>	1,070	
茨城	<u>19,500</u>	<u>650</u>	160	<u>230</u>	<u>260</u>	1,270	
栃木	<u>19,500</u>	<u>650</u>	160	<u>230</u>	<u>260</u>	1,310	
群馬	<u>19,200</u>	<u>640</u>	160	220	<u>260</u>	1,170	
埼玉	<u>19,800</u>	<u>660</u>	160	<u>230</u>	<u>270</u>	1,750	
千葉	<u>19,500</u>	<u>650</u>	160	<u>230</u>	<u>260</u>	1,700	
東京	<u>20,100</u>	<u>670</u>	160	230	<u>280</u>	2,590	
神奈川	<u>20,100</u>	<u>670</u>	160	<u>230</u>	<u>280</u>	2,070	
新潟	<u>19,800</u>	<u>660</u>	160	<u>230</u>	<u>270</u>	1,280	
山梨	<u>19,500</u>	<u>650</u>	160	<u>230</u>	<u>260</u>	1,230	
長野	<u>18,600</u>	<u>620</u>	160	<u>220</u>	<u>240</u>	1,150	
静岡	<u>19,500</u>	<u>650</u>	160	<u>230</u>	<u>260</u>	1,410	

※改定箇所は下線で表示 関東近県を抜粋

- ・住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- ・計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- ・洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- ・健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

● 現物給与の価額 Q&A

Q1：現物給与とはどのようなものか？

A：給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

Q2：現物給与価額の改定は、固定的賃金の変動に該当するのか？

A：「固定的賃金の変動」※に該当します。

（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください）

Q3：このたび改定された価額は、4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？

A：現物給与(食事、住宅等)については、給与の締め日は考慮せず、4月分(1ヵ月分)の報酬として計算します。

Q4：勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与価額はどちらの県の価額により計算するのか？

A：勤務地であるA県による価額で計算します。

被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。

Q5：住宅の現物給与価額は1ヵ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1ヵ月分の価額により計算するのか？

A：月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います
(計算方法)

1ヵ月相当の現物給与価額 \times $\frac{\text{入居日以降の日数}}{\text{その月の総日数}}$ (1円未満の端数は切り捨て)

Q6：食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収(負担)している場合は、どのように計算するのか？

A：食事代の徴収(負担)額により、以下の①、②のパターンで計算します。

【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収(負担)している場合

食事代の徴収(負担)額 < 現物給与価額3分の2の価額

現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収(負担)している場合

食事代の徴収(負担)額 \geq 現物給与価額3分の2の価額

現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

※住宅の家賃等を徴収(負担)している場合は、上記の取扱いではなく、現物給与の価額から徴収額(負担額)を差し引いた額が現物給与価額となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問合せください。

新規会員のご紹介

○ 板橋大山支部

会社名	エドゥカ株式会社
所在地	東京都板橋区板橋 4-48-10
事業内容	◆ 研修サービス 人事評価コンサルティング、採用コンサルティング

○ 特別 (区外会員)

会社名	株式会社 SamuraiCEO
所在地	東京都千代田区内神田 1-18-11 東京ロイヤルプラザ 906
事業内容	◆ 経営コンサルティング ・ 21世紀ビジネスモデル研究会 運営 ・ 大手町経営者クラブ運営

○ 坂下支部

会社名	一般財団法人 あんしん財団 北東京支局
所在地	東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 5F
事業内容	◆ 中小企業を対象とした特定保険業、サービス業

板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認下さい。

開催日	行事	備考
5月18日(木) ? 9月7日(木)	ビジネス実践英語講座 (A、Bグループに分かれて実施)	産連会館3階 参加者募集中 18時30～21時
5月19日(金)	平成29年度定期総会	産連会館3階 総会 16時 懇親会 17時
6月11日(日)	第35回 板橋産連テニス大会	新河岸テニスコート 参加者募集中
6月13日(火)	経営セミナー「日本のものづくりが危ない! 世界が目にするドイツものづくり インダストリー4.0」	産連会館3階 参加者募集中 18時～20時
6月19日(月)	環境第一回研修会 「IoTが切り開く環境イノベーション」 板橋環境管理研究会総会	産連会館3階 研修会 14時～15時30分 総会 16時～ 懇親会 17時～
6月25日(日) ?	第66回 板橋産連軟式野球大会	6月2日(金) 主将会議 3階会議室 18時30分予定